

[議案第3号]

平成29年度事業計画（案）の承認に関する件

平成29年度の奈良県司法書士会事業計画（案）を次のとおり定めます。

平成29年5月20日

奈良県司法書士会

会長 工藤 吾郎

事業計画（案）

第1. 総務部門関連事業

(1) 規則等の検討・整備

規則や規程等について整備すべく見直し検討を行ってまいります。

(2) 会館における会員の利便性への改善

研修事業や相談事業等の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めてまいります。

(3) 非司法書士対策

総務部・非司法書士対策委員会を中心に非司法書士行為を排除するための対策を行います。

(4) その他

- ① 苦情、懲戒請求及び紛議調停申立について適切に対応致します。
- ② 新入会員の登録事務等について適切に対応致します。
- ③ 通達や法改正等の対応を適切に行います。
- ④ 日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会と連携した活動を行います。
- ⑤ 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
- ⑥ その他の関係機関との連携を行います。

第2. 企画部門関連事業

1. 研修事業

(1) 会員研修事業

今年度も継続し、バラエティに富んだ内容の研修会を開催したいと考えております。

また、日本司法書士会連合会から講師派遣を受けられる研修については、予算内でできるだけ多く開催したいと考えております。様々なチャンネルを利用して講師をお招きし、多様な研修を開催したいと考えています。

(2) 研修単位不足またはゼロ単位の会員への取り組み

多年度にわたって取得研修単位数が不足している又は未取得の会員には、注意を促すなどの対応についても検討していく予定です。

年間12単位の研修単位をより多くの会員が取得できるよう以下のとおり努めます。

- ① 北・南各支部、(公社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、奈良青年司法書士会等他団体と連携し、研修の共催をしていく。
- ② 本会会館多目的ホール以外での研修会を開催する。
- ③ 日本司法書士会連合会の同時配信研修の開催地として応募し、リアルタイムで最新の研修を開催できるよう努める。
- ④ 日本司法書士会連合会のEラーニングや近畿司法書士会連合会の映像配信システムの利用を促進し、会員個人での研修受講の普及に努める。

2. 広報事業

(1) 市町村広報の活用

各種相談会やイベントの告知について、広く一般市民の多くが目にする市政だより等の市町村広報誌への掲載依頼を今年度も引き続き行います。

市町村の納税通知用封筒の有料広告掲載については、費用対効果以上に司法書士職能と地元市町村とのつながりを維持する意義があり、相続登記推進・空家等対策事業など他事業との関連も考慮しつつ、引き続き積極的に応募を検討します。

(2) ホームページ

ホームページは、一般市民がアクセスした場合に本会に興味を持って貰えるような充実したコンテンツや内容にし、トピックスを活用して本会事業の告知を行います

(3) タウンページ

タウンページへ引き続き広告を掲載します。

(4) メディアを利用した広報

① テレビ・ラジオを利用した広報

今年度も、近畿司法書士会連合会を契約主体とした関西キー局のテレビ・ラジオを使ったCMを継続して行います。

② 報道各社を利用した広報

各種相談会、法教育委員会が実施している法律教室、広報委員会が実施している一日司法書士等のイベントについて、一般市民に会の活動を知ってもらうために、報道各社に対し積極的にプレスリリースを行います。

(5) ポスター・チラシ・パンフレットを利用した広報

各種相談会・イベント等の開催に合わせ、その都度告知用ポスター・チラシ・パンフレットを作成し、関連各所へ配布します。

(6) 「高校生のための一日司法書士体験」

若い世代の市民に司法書士という職能について知ってもらうとともに、司法書士の日である8月3日に実施することで、一般社会に対しても司法書士職能についての認知度を深めます。

(7) 会報について

本会の活動内容を記録として残し、より多くの会員に本会の事業にコミットしてもらうことを目的として、今年度も作成する予定です。また関係諸団体にも配布して、本会の活動内容の周知を図ります。

(8) 内部広報について

会員の皆さまに有益な情報をお届けする予定です。

3. 市民支援事業

(1) 法教育推進事業

① 中学校・高等学校の法律講座の実施

中学生・高校生を対象とした法律講座の実施実績を、増加（目標5校）させることをめざします。

② 教職員を対象とした法律講座の実施

法教育・消費者教育に必要な知識を身につけていただき、授業づくりのお手伝いを目的とし、また、司法書士による法律講座の有用性と魅力を理解していただく機会として教職員を対象とした法律講座を引き続き実施します。

③ 県立図書情報館での法律講座の実施

中学生・高校生を対象とする法律講座を発展させ、広く一般市民に対する「生涯学習」と

しての法律講座を実施します。

④ 親子法律教室

全国各地の単位会で開催され、好評を博している親子法律教室の奈良県内での開催をめざし、日本司法書士会連合会が主催する親子法律教室の募集があれば応募します。

(2) 成年後見事業

今年度も、(公社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、成年後見制度の普及や同制度を必要とする市民の支援に繋がるような事業を開催します。

(3) その他事業

多重債務問題や貧困問題、高齢者問題等、県下の関係各機関等との連携を深めることにより、司法書士が県内の法的支援の受け皿になることを目指して常に情報収集し、必要に応じて事業を開催します。

第3. 相談事業

(1) 定例相談会の開催及び相談員派遣

従来から開催している定例相談会を引き続き開催もしくは相談員の派遣を行います。

① 本会主催

相談センター（当番相談）、大和郡山市役所

② 自治体等主催相談会への相談員派遣

奈良市役所、天理市役所、桜井市役所、橿原市役所

大和高田市社会福祉協議会

香芝市社会福祉協議会

奈良県立図書情報館

③ 日本司法書士会連合会主催

司法書士電話相談センター（法テラス）

④ 生駒市社会福祉協議会共催

家計相談会

(2) 臨時相談会の開催及び相談員派遣

例年開催している下記の相談会等を各種団体の要請等必要に応じて開催もしくは相談員の派遣を行います。

①相続登記相談会

②法務局休日相談会

③行政評価事務所なんでも相談会

④その他

(3) 司法過疎地巡回相談会の開催

南部及び東部山間地等の司法過疎地での巡回相談会を開催を検討しています。

第4. 空家等対策事業

自治体訪問・説明会を継続的・断続的に行っていくとともに、自治体との協定書締結、業務委託契約締結に向けた活動を引き続き展開しつつ、協定書・業務委託契約に基づく実務処理に関するノウハウの集積、会員への啓蒙を行い、空家等に関連する実務処理能力を有する会員の増加、資質の向上を目指した研修会・勉強会を開催します。

また、具体的案件の受託司法書士の選出基準や方法についての検討・議論を重ね、本会事業の公平性・透明性を確保するのは当然として、依頼者である市民や自治体の期待に応えうる体制作りを推し進めてまいります。